第五百七号

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指

日定

月

事

業

者

事

業

所

令和四年 (月曜日)

#### 告 目 次

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… ○生活保護法による指定医療機関の休止の届出…………… 示 政健 策福 同 同 課祉 : :

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 

同

:

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

:

告

示

## 青森県告示第四百八十二号

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 同法第五十五条の三第 医療扶助

令和四年九月五日

号の規定により告示する。

青森県知事 三 村 申

吾

名

称

所

在

の一二 鶴原二丁目一一 大阪府泉佐野市

原しずえ五所!!

川いス

四五の所

原市栄町三

<sub>四</sub>令 ・和 :

### 青森県告示第四百八十三号

定医療機関から休止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の三第二号の規定に 次の指

より告示する。

令和四年九月五 日

青森県知事 三 村 申 吾

こだま歯科医院 名 称 石市追子野木一 所 一丁目 在 一四七の三九 地 <sub>四</sub>令 1 六:六 年休 月 日止

青森県告示第四百八十四号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の三第二号の規定に 次の指

令和四年九月五 H

青森県知事

村 申 吾

地 年廃 月 日止

下田東クリニック	上北郡おいらせ町鶉久保一の六	っ ・ 和 三 三
山崎内科医院	三戸郡五戸町字野月一四の一二	四· 七· 一
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	四・ 六・三〇

# 青森県告示第四百八十五号

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ の規定により告示する。 る生活保護法」という。) 第四十九条の規定により、 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 医療支援給付のための医療を担

令和四年九月五日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

事 業 者 事 業 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 の一二 の一二 原
* *   *<
A   本   本   本   本   本   本   本   本   本
目一一 京   店町市 京   市 テーションい   工所川原市栄   工所川原市栄
事
四五の所六川原市栄
の所の所の方川原市・一在・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
市は、
三地
四令 年指
元和 月
一 日定

## 青森県告示第四百八十六号

の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ る生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止し 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告

令和四年九月五日

青森県知事

村

申

いずみ薬局あくど	下田東クリニック	名
		称
弘前市大字	上北郡おい	所
弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	上北郡おいらせ町鶉久保一の六	在
		地
四・ 六・三〇	四 令 和 三	年廃 月 日止

青春森	青柴市長島一厂目一(発行所・発行人)
県長	_
東奥印刷株	
定価 小口一枚ニ付十五円	毎週月・水・金曜日発行